

証券コード 7777

2023年7月12日

(電子提供措置の開始日2023年7月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号  
株式会社スリー・ディー・マトリックス  
代表取締役社長 岡田 淳

## 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.3d-matrix.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

書面又はインターネットにより議決権を行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2023年7月26日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 2023年7月27日(木曜日)午前10時  |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門<br>富士西の間(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第19期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第19期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |   |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案   | 取締役8名選任の件   |

**第3号議案**

監査役3名選任の件

**第4号議案**

補欠監査役1名選任の件

**第5号議案**

当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

**4. 招集にあたっての決定事項**

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する  
場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を  
されたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット  
による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、イン  
ターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効  
な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。
  - ◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項  
のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.3d-matrix.co.jp>)及び東京証券取引所ウェブサイト  
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載しております  
ので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して  
監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に  
際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載さ  
せていただきます。
  - ◎2023年4月期決算説明会につきましては、当社ホームページ上で動画を公開しております。  
動画は当社ホームページのリンクよりアクセスいただくか、以下のURLよりご覧いただけま  
すと幸いです。  
<https://youtu.be/en8jSAsvwns>  
説明会に対するご質問も当社ホームページ上で受け付けております。頂いた質問につしまし  
ては、当社ホームページ上で回答申し上げます（7月下旬公開予定）。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年7月26日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重

要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

##### ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

##### イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

# 事業報告

(2022年5月1日から)  
(2023年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学）の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売に引き続き注力しております。自己組織化ペプチド技術は幅広い応用が可能なプラットフォーム技術です。既に安全性が確認されており人への使用も広く認められていること、また、医療機器の適応拡大としての開発が可能なこと等から、当社においては幅広い領域での事業展開を行っております。

現時点では主に、外科領域、組織再生領域、ドラッグ・デリバリー・システム（以下、「DDS」という。）領域で事業を展開しております。外科領域においては、日米欧3極においてそれぞれ複数の製造販売承認を取得しており、規模の経済を獲得するための製造のスケールアップ等にも取り組んでおります。

今後は自己組織化ペプチドの技術優位を活用し、将来的にさらに大きなニーズが見込める組織再生領域やDDS領域において、3極展開の強みを活かしてグローバル最適の開発・販売方針を採用してまいります。

当連結会計年度の研究開発で大きく進展があったトピックスにつき、以下に報告させていただきます。

外科領域：

#### ① 止血材（TDM-621）

日本においては、2020年に消化器内視鏡治療における漏出性出血に対する止血を対象として吸収性局所止血材「ピュアスタット」の製造販売承認を取得しており、2021年12月からは本製品の保険適用が開始されております。これにより、医療機関の費用負担なく「ピュアスタット」を使用できることになり、今後の販売加速が見込まれます。

欧州においては、2014年にCEマークを取得しており、現在欧州全域において販売中です。今後は中枢神経分野等領域の拡大や創傷治癒等機能の拡大等、継続して複数の分野で適応拡大を進め、オンリーワンの製品となれるよう価値を一層高めていく方針です。

米国では、消化器内視鏡治療領域において、2021年1月に米国食品医薬品局（以下、「FDA」という。）に市販前届510(k)を申請し、2021年6月に販売承認を取

得しており、2022年7月より販売を開始しております。また、2022年8月に手術等の処置に伴うものではない病変等から起こる自然出血（以下、「Primary Bleeding」という。）への適応拡大を目的とした市販前届510(k)を申請していましたが、2023年3月に販売承認を取得いたしました。Primary Bleedingの日米欧での市場規模は100億円程度と推計され、本適応拡大によってより一層製品力を高め、米国における消化器内視鏡治療の広まりや安全性の向上に貢献していきたいと考えております。

### ② 粘膜隆起材（TDM-644）

当社が独自に開発した新規ペプチド配列を用いた製品「ピュアリフト」です。自己組織化によりゲルを形成するため隆起維持性能に優れており、また、生物由来成分ではないためウイルス等の混入リスクがない安全性の高さにより、既存製品と差別化されております。ポリープ、腫瘍等を切除する内視鏡手術時に幅広く使用される可能性があります。

日本においては、2021年5月に製造販売承認を取得しており、2021年12月には販売用製品の製造を開始いたしました。また、2022年8月には販売開始に向けた更なるデータ拡充のため臨床研究を開始しております。さらに、2022年12月より保険適用が開始され、医療機関が使用した「ピュアリフト」の特定保健医療材料費については、医療機関は保険償還価格にて保険請求が可能となります。これにより、医療機関の費用負担なく「ピュアリフト」を使用できることとなります。止血材「ピュアスタット」販売時のフックとして「ピュアスタット」販売拡大にも貢献すべくクロスセルでの販売を予定しております。

### ③ 後出血予防材

欧州において消化器内視鏡治療時に生じる後出血予防効果に関して、2018年12月に適応追加が承認されました。また、オーストラリアにおいても後出血予防効果に関して、2019年9月に適応追加が承認されました。さらに、米国においては2021年6月に止血材の承認と合わせて後出血予防の適応も同時に承認を受けております。治療後に起こる後出血は、再手術が必要となることから患者及び医療機関双方の負担が大きく、強いニーズがあります。消化器内視鏡治療における出血はおおよそ5%程度であるのに対し、治療後に後出血が懸念されるリスクの高い患者・手技はおおよそ30%あるとされており、本適応の追加により当社製品が獲得可能な市場は数倍に拡大する可能性があります。

### ④ 次世代止血材（TDM-623）

当社が独自に開発した新規ペプチド配列を用いた開発品です。現在の止血材より止血効果に優れ、原価を大幅に削減できる等の優位性があることから、将来的

に主力製品として市場に供給すべく開発を進めてまいります。

欧州においては、2021年5月に治験計画届の承認がなされ、2021年7月より脳神経外科を対象とした治験を開始しております。本試験開始前の探索的臨床試験については、2021年12月に全ての患者への投与が完了し、安全性が確認されたことから、本試験への移行が開始されました。

#### ⑤ 癒着防止材（TDM-651）

米国では、耳鼻咽喉科領域において、2019年4月にFDAより癒着防止材兼止血材「PuraSinus」の販売承認を受けております。本製品は、癒着防止、止血、創傷治癒を同時に行える現状唯一の製品であることから、鼻甲介切除術や鼻中隔形成術等において高い臨床的価値を提供でき得るものと期待しております。特に術後のパッキング（鼻に詰め物をする処置）は患者のQOLを著しく悪化させているといわれておりますが、当社製品によってパッキングを極力減らすことが可能となり、患者のQOLを重視する米国市場では強いニーズが期待できます。

また、日本において、2023年3月に止血材「ピュアスタート」の婦人科領域への適応拡大に向けた医師主導特定臨床研究を開始しております。本特定臨床研究より得られるデータは、止血材の同領域での効果確認だけでなく、癒着防止材としての開発への足掛かりにも寄与すると考えております。婦人科領域及び産科領域における止血及び癒着防止のグローバルでの市場規模は1,000億円以上と見込まれ、本領域への適応拡大に向けて引き続き日本と欧州双方で医師主導治験の準備を進めております。

組織再生領域：

#### ① 直腸における粘膜炎の創傷治癒

米国において、2022年4月に粘膜炎の創傷治癒に対する承認を取得いたしました。これは直腸の粘膜炎等の治癒に幅広く使える可能性がある承認であり、止血材よりさらに付加価値の高い製品としての販売が可能となります。例えば一つの適応事例としての放射線性直腸炎は、前立腺がんや子宮がん等への放射線療法に起因する副作用で、大腸粘膜の炎症を高頻度で引き起こします。また、2割程度の患者は慢性的な下血、頻繁な排便、激しい腹痛等の晩期障害に悩まされており、有効な治療法の確立が望まれております。

この領域で早急に成長を蓄積し、さらに巨大な市場である炎症性腸疾患（以下、「IBD」という。）への適応拡大を進めてまいります。IBDは消化管の難治性炎症で、原因不明で一度発症すると再燃と寛解を繰り返す特定疾患であり、グローバルで数兆円の顕在市場が存在します。2023年6月には、日本においてIBD領域での効果確認のための医師主導特定臨床研究が開始しております。今後も日米欧にて複数の医師主導特定臨床研究を計画し、早期にPOC（Proof Of Concept）を取得するこ

とを目指します。POC を取得した暁には、本格的な開発を開始する計画です。

### ② 創傷治癒材 (TDM-511)

米国では、2015年2月にFDAより販売承認を取得しております。より高い臨床的価値が求められる重度の熱傷や皮膚がんの分野への進出を目指して、他薬剤とのコンビネーション(抗生物質、抗がん剤等)も視野に入れて研究を進めております。また、巨大市場である美容整形分野にもアクセスすべく、2020年5月に適応を拡大しております。欧米において複数の臨床研究を進め、有望な結果が観察され始めており、論文発表も行われております。

### ③ 歯槽骨再建材 (TDM-711)

米国での臨床試験で15症例の施術・経過観察が完了し、骨形成に良好な結果やデータを得ております。一方で、プロトコルに改善の余地があったため、2018年4月期に臨床試験を12症例追加で継続する等、臨床試験を継続しており、今後も引き続き製品化に向けた開発を進めてまいります。現在の試験完了後のステップについてはFDAと協議中です。

#### DDS領域：

国立がん研究センターとの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトにおいて、界面活性剤様ペプチドA6Kを核酸医薬のDDSとして提供してまいりました。当社は、国立がん研究センターと共同でがん幹細胞に対する治療薬や診断方法の特許を取得しており、同分野や関連分野の共同研究/共同開発に向けた取り組みを進めております。

広島大学との共同プロジェクトにおいても、悪性胸膜中皮腫を対象疾患とする革新的抗腫瘍核酸医薬にA6Kを提供し共同開発を進めてまいりましたが、広島大学の田原栄俊教授により新たに設立された株式会社PURMX Therapeuticsが今後の製品開発を主導することとなりました。当社も同社株式の一部を取得し、今後も引き続き共同で製品開発を進めてまいります。2022年1月には、医師主導治験(第I相)において第一症例の組み入れが実施され、臨床試験が開始されております。

核酸医薬へのDDSとして当社製品がヒト臨床で使用されるのはこれで2件目となります。今後の核酸医薬の広まりとともに、当社の技術が核酸のデリバリーのオプションとして更なる広がりをもたせる可能性が出てきております。

また、当社技術をCOVID-19を含めた各種ワクチンのDDSに応用する検討も進めております。各種ワクチンによる防御免疫反応を高め、強力なアジュバント(主剤の効果向上並びに補助を目的として併用される物質)の反応性を排除することで、効率的かつ安全なワクチンデリバリーシステムを開発することを目的とし、米国 Tulane University と共同研究を開始いたしました。本共同研究により、同レベル



の免疫を獲得するために必要なワクチンの接種回数を減らすことができる可能性や患者の負担を軽減できる可能性あるいは各種ワクチンの経鼻投与ができるようになる可能性が期待されます。

製品原価率を大幅に低減するための製造方法の変更検討：

当社グループは、当社製品群の製品原価率を大幅に低減すべく、滅菌方法の変更及び製造スケールアップを進めております。2020年10月に欧州の第三者認証機関に新たな製造方法への変更申請を提出していましたが、2021年5月にその承認を取得しております。

本製法による製造は順調に開始されグローバルに出荷が開始されており、新しい原価は移動平均法によって順次低減しております。これらの施策により製品原価率は大幅に低減すると見込んでおります。この原価低減施策により、早期黒字化に向けてのボトルネックが解消されたと考えております。

製造所の拡充：

当社グループは、扶桑薬品工業株式会社との間で、2011年5月に自己組織化ペブチドを用いた吸収性局所止血材の製造委受託契約を締結し、2020年7月に製造委受託契約の解除通知を受領していましたが、その後の協議の結果、一時的な製造に関する合意を経て、2022年6月に改めて継続的な製造に関する合意書を締結いたしました。

また、当社グループは2021年12月にドイツのPharmpur GmbH（以下、「Pharmpur社」という。）との製造・サービス委託契約を締結しております。Pharmpur社において既に米国向け製品の製造を開始しており、欧州に関しては2022年1月に製造所追加の承認申請を第三者認証機関に提出していましたが、2023年3月に承認を取得しております。Pharmpur社においては、更なるスケールアップによる製造原価低減を目的としたプロジェクトを開始する予定です。本プロジェクトは中期経営計画に含めていないため、更なる製造原価低減が得られた場合には計画に対するアップサイド要因となります。

これらにより、複数の製造拠点をもって、安定した製品供給による更なる事業の拡大を図ります。

次に販売進捗の状況につき、以下に重点エリアの報告をさせていただきます。

#### ① 欧州

欧州における製品販売は、1,155,803千円となり前期比で40.8%増となりました。主要製品である消化器内視鏡領域の止血材は、既に顧客となっているKOL（Key Opinion Leader）と同じ病院に属する新規ユーザーをターゲットとすること

で販売スピードを飛躍的に拡大させる計画としておりましたが、計画を大きく下回りました。特に欧州で最大規模の売上計画としていたドイツにおいて、2022年5月頃に想定していた既存代理店からのFUJIFILM EUROPE B.V.（以下、「FUJIFILM」という。）への販売代理店切替手続きが、想定以上時間がかかり2022年11月まで遅れました。協議中は既存代理店のコミットメントが大幅に下がったため、売上計画を大きく割り込むこととなり、欧州の計画未達の最大の原因事象となりました。しかしながら、ドイツでのFUJIFILM体制は2023年3月から本格稼働し、欧州全体としての第4四半期における過去最高の製品販売額達成に貢献いたしました。

心臓血管外科領域及び耳鼻咽喉科領域における直販体制については、販売チャネル拡大のために投資したコストが短期的には想定どおりの貢献を見せず、結果として欧州の営業赤字を拡大する結果となりました。今後当面は、貢献利益の高い消化器内視鏡領域にリソースを絞り、欧州単体での早期黒字化を狙ってまいります。

## ② 日本

日本における製品販売は、457,251千円となり前期比で444.2%増となりました。販売開始以来継続して高い成長率を維持しており、オーストラリアの売上高を越え地域別第2位の規模まで成長いたしました。また、営業一人当たりの貢献利益は黒字化に転じており、キャパシティ拡大の準備が整いつつあります。

## ③ オーストラリア

オーストラリアにおける製品販売は、376,515千円となり前期比で26.2%減となりました。前期から続く政府による選択的手術（命にかかわらない手術）の規制緩和が大幅に遅れ、規制の影響による一時的な病院のスタッフ不足により手術件数の回復も遅れました。また、2022年7月に実施された民間保険価格の見直しによる製品販売価格の低下の影響を受けておりましたが、2023年3月から製品販売価格がさらに20%下方に見直されたことにより、製品販売額は前期比を下回りました。それでも主要病院を中心に需要を取り込み、当期は月次で過去最高の販売本数を達成しております。2024年4月期以降は回復しつつある需要をさらに取り込み、収益の最大化を狙ってまいります。

## ④ 米国

米国における製品販売は、306,721千円となり前期比で489.5%増となりました。2022年7月から販売を開始した消化器内視鏡領域において順調な成長を維持しており、顧客獲得数及び顧客当たり売上高双方においてほぼ計画どおりの高い成長を達成する結果となりました。耳鼻咽喉領域においては、ターゲット施設の戦略

変更の結果、アカウント獲得はでき始めているものの変更後のターゲット施設の購入行動の特性が想定と異なり、獲得に至るまでに想定以上の時間がかかっております。特定の病院では製品の使用量が増加しており、製品のポテンシャルは感じているものの直販体制への先行投資に対し大幅な売上増にはまだ時間を要する見込みです。これらを受けて2024年4月期は、営業リソースを消化器内視鏡領域に振り分け、同領域での成長を極大化する方針です。

このような結果、当期の業績については、止血材の製品販売は欧州1,155,803千円、日本では457,251千円、オーストラリアで376,515千円及び米国では306,721千円を計上し、その他地域等売上17,791千円を含めると、事業収益2,314,083千円（前期比807,852千円増加）と前期比で53.6%増となりました。

費用面に関しては、外貨ベースのコストに対する営業体制の刷新に伴う費用増に加え、期中は一貫して円安傾向で為替相場が推移したことにより、円ベースでのコストが相当程度膨らんでおります。今後は販売領域の集中と選択を進め、確実な成果と確度の高い売上増が期待できる消化器内視鏡領域にさらにフォーカスし、現時点で利益への貢献が低いその他の領域については短期的には大幅縮小し、その分のコストを削減してまいります。これらにより、今後の利益水準を着実に改善させていく所存です。

この結果、経常損失2,356,571千円（前期は経常損失1,807,067千円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,445,978千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,894,757千円）となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 資金調達状況

売掛金の回収、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第33回新株予約権の発行、第34回新株予約権の発行及び行使により資金調達ができております。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

### ①事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、外科領域では止血材、癒着防止材、粘膜隆起材等、組織再生領域では創傷治療材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売による収益獲得が、当社グループ経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である止血材については、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても当連結会計年度より本格的に製品販売を開始いたしました。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功しなかった領域・地域があり、当連結会計年度は営業赤字が拡大する結果となりました。今後一時的には、従前のような積極的営業活動の対象領域を、当社止血材の優位性が高く売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に絞り込み、他領域については営業体制を縮小して、全般的にチーム編成を再構築いたします。また、マーケティング活動も消化器内視鏡領域にフォーカスすることで営業経費も削減する等、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治療等の最大注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、最大注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。さらに、資本提携や事業提携についても検討を続けており、グループ全体でグローバルの視点から早期の収益性の改善に努めてまいります。

### ②資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2022年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権を発行し、2023年3月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権を発行しました。これにより、当連結会計年度において、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行により2,059,835千円、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第34回新株予約権の発行及び一部権利行使により812,860千円を調達することができております。

また、2023年6月29日開催の取締役会において、2023年7月に第8回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第35回及び第36回新株予約権を発行することを決議しており、同日付で関連する契約を締結しました。これにより、第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により660,660千円、第35回新株予約権の発行及び行使により2,290,555千円を調達する予定です。さらに、第36回新株予約権

は、既発行分の第25回、第28回、第31回及び第33回新株予約権につき、現在の株価水準が各回の行使価額を下回り行使が進んでいないため、本資金調達に併せて買入消却を行い、同数を現在の株価水準に基づく行使価額で再度発行するものです。これにより、従前よりも今後の新株予約権の行使の蓋然性が高まり、十分な資金確保につながるものと考えております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

### ③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及び事業のグローバル展開に対応するため多様化するリスクを把握し、これに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の製品開発を実施しております。今後、研究開発活動がさらに拡大、グローバル化した際にも必要な情報の収集を行い、社内規定の改訂や継続的社員教育等を通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。

また、当社グループは小規模組織ですがグローバルに拠点を展開しております。そのため、グループ全体での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取り組みを実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

また今後も、上市製品の増大、事業展開エリアの拡大等、事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 2020年4月期	第17期 2021年4月期	第18期 2022年4月期	第19期(当連結会計年度) 2023年4月期
事業収益	672,418 千円	1,024,375 千円	1,506,230 千円	2,314,083 千円
経常損失(△)	△2,954,836 千円	△1,900,344 千円	△1,807,067 千円	△2,356,571 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△3,096,159 千円	△2,012,615 千円	△1,894,757 千円	△2,445,978 千円
1株当たり 当期純損失(△)	△103.36 円	△49.65 円	△37.20 円	△40.64 円
総資産	3,115,617 千円	3,508,287 千円	5,610,723 千円	5,825,518 千円
純資産	473,018 千円	1,659,828 千円	1,457,719 千円	524,771 千円
1株当たり純資産	1.80 円	27.25 円	17.84 円	0.23 円

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

(注) 2. 第18期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
3-D Matrix, Inc.	1,932千米ドル	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Europe SAS.	3,060千ユーロ	100.0	
3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	0.1千豪ドル	100.0 (100.0)	

(注) 1. 上記子会社は、売上高、総資産及び純資産等を参考に選定しております。

(注) 2. 当社の出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

当連結会計年度において、連結子会社であった3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. は清算終了したため、連結子会社から除外しております。

(6) 主要な事業内容（2023年4月30日現在）

事業	区分	主要製品
医療製品事業	医療製品開発・販売	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・組織再生領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を有しており、組織再生領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。
	研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

(7) 主要な営業所（2023年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区麹町三丁目2番4号

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
3-D Matrix, Inc.	米国マサチューセッツ州
3-D Matrix Europe SAS.	フランス共和国リヨン市
3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	オーストラリア連邦ビクトリア州

(8) 従業員の状況（2023年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
108名	23名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
21名	3名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2023年4月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

貸出コミットメントライン契約及び転換社債型新株予約権付社債には、財務制限条項ないし早期償還条項が付されております。当連結会計年度末において、貸出コミットメントライン契約における財務制限条項に抵触しておりますが、借入金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。また、2023年5月31日時点において、転換社債型新株予約権付社債における早期償還条項に抵触しておりますが、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。



## 2. 会社の株式に関する事項（2023年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 64,384,509株  
(自己株式246株を含む)  
(3) 株主数 26,453名  
(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
永野 恵嗣	1,858,100	2.88
松本 松二	936,000	1.45
山田 祥美	844,000	1.31
扶桑薬品工業株式会社	640,000	0.99
株式会社アイル	400,000	0.62
辻 豊寿	397,300	0.61
中埜 昌美	350,000	0.54
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN	320,300	0.49
CYPRESS JAPAN合同会社	320,000	0.49
浦西 力	309,900	0.48

（注） 持株比率は、自己株式（246株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が9,253,134株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況  
当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第15回（894円）	2018年3月24日 ～2026年3月22日	240個	普通株式 24,000株	無償	1名
	第18回（791円）	2020年5月24日 ～2028年5月23日	328個	普通株式 32,800株	無償	1名
	第22回（535円）	2021年7月6日 ～2029年7月5日	400個	普通株式 40,000株	無償	2名
	第26回（477円）	2022年7月10日 ～2030年7月9日	128個	普通株式 12,800株	無償	1名
	第32回（339円）	2024年7月22日 ～2032年7月21日	1,416個	普通株式 141,600株	無償	6名

(注) 1. 上記のうち、第15回、第18回、第22回及び第26回の新株予約権は取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 2. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2022年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権（第32回新株予約権）

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
交付者数	8名	22名
新株予約権の数	572個	1,502個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 57,200株	普通株式 150,200株
発行価格	無償	
新株予約権の行使価額	1個につき33,900円	
権利行使期間	2024年7月22日～2032年7月21日	

(注) 上記のうち、232個（23,200株）は退職により権利を喪失しています。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年4月30日現在）

当社は、2022年9月30日開催の取締役会決議に基づき、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行を決議しております。また、2023年2月28日開催の取締役会決議に基づき、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権の発行を決議しております。

新株予約権等の内容は、次のとおりであります。

#### 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	40個
目的となる株式の種類、数及び 転換価額	普通株式 5,525,606株 (上記潜在株式数は、当初転換価額である371円で転換された場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は155円ですが、下限転換価額における潜在株式数は13,225,806株です。)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使期間	2022年10月18日～2026年10月19日
新株予約権付社債の残高	2,050,000千円

#### 第33回新株予約権

新株予約権の数	55,256個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,525,600株
新株予約権の払込金額	9,835千円 (1個当たり178円)
行使の条件	行使価額371円
権利行使期間	2022年10月18日～2027年10月18日

#### 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	40個
目的となる株式の種類、数及び 転換価額	普通株式 2,092,050株 (上記潜在株式数は、当初転換価額である239円で転換された場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は133円ですが、下限転換価額における潜在株式数は3,759,398株です。)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使期間	2023年3月17日～2027年3月18日
新株予約権付社債の残高	500,000千円

#### 第34回新株予約権

新株予約権の数	40,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000,000株
新株予約権の払込金額	8,760千円 (1個当たり219円)
行使の条件	当初行使価額239円 (行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。)
権利行使期間	2023年3月17日～2023年7月18日

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年4月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 淳	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd 取締役
取締役会長	永野 恵嗣	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役
取締役	新井 友行	ファイナンス担当
取締役	小林 智	国内事業開発担当
取締役	三木 貴生	欧州事業全般担当
取締役	天沼 利彦	北米事業全般担当 3-D Matrix, Inc. 取締役
取締役	島村 和也	島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役（監査等委員） ㈱CAICA DIGITAL 社外取締役 ㈱明豊エンタープライズ 社外取締役（監査等委員） ㈱アズーム 社外監査役
常勤監査役	河邊 務	河邊社会保険労務士事務所 代表
監査役	向川 寿人	向川公認会計士事務所 代表 ㈱ファースト コンサルティング 取締役 エム・アール・エス広告調査㈱ 社外監査役 ㈱アドバンスト・メディア 社外監査役 ㈱PR TIMES 社外監査役
監査役	江幡 奈歩	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー ㈱アビスト 社外取締役（監査等委員） ㈱Brave group 社外監査役

- (注) 1. 島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 河邊務、向川寿人及び江幡奈歩の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 江幡奈歩氏は、監査役の大毅氏の逝去により、監査役会設置会社としての監査役の法定員数を欠くことになったため、2022年11月25日付で東京地方裁判所より、仮監査役として選任されたものであります。
4. 島村和也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 河邊務氏は、社会保険労務士の資格を有しており、企業管理全般に関する知見を有するものであります。
6. 向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 江幡奈歩氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 9. 事業年度中に退任した監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	退任日
監査役	大 毅	大総合法律事務所 代表 ㈱リロググループ 社外監査役 レメディ・アンド・カンパニー(株) 社 外監査役	2022年9月17日

(注) 監査役の大 毅氏は、逝去による退任であります。

#### (2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものです。故意又は重過失に起因する損害保険請求は、上記保険契約により補填されず、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

## ii) 決定方針の内容の概要

### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

### ②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社グループの業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績/個別指標(KPI)を反映した現金報酬としております。各事業年度の事業進展や目標指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて監査役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、内容、数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定に関して取締役会にて決定するものとしております。

### ④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。決定の際には監査役会の答申内容を尊重し、代表取締役の報酬の構成割合は、基本報酬：業績連動報酬等(賞与)：非金銭報酬等＝70%：20%：10%を目安とし、他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査役会に原案を提出し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定することとしております。なお、非金銭報酬等は監査役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法が決定方針に整合していることや、監査役会及び社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年7月30日開催の取締役会において代表取締役社長岡田淳に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当事業の業績を踏まえた各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適切と判断されるためであります。

(7) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	96,087千円 (5,400千円)	85,827千円 (5,400千円)	一千円 (一千円)	10,260千円 ( 一千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	16,450千円 (16,450千円)	16,450千円 (16,450千円)	一千円 (一千円)	一千円 (一千円)
合 計	11名	112,537千円	102,277千円	一千円	10,260千円

(注) 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(8) 社外役員に関する事項

① 社外役員等の重要な兼職の状況等

ア. 取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスモ・バイオ株式会社、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社明豊エン

- タープライズの社外取締役及び株式会社アズームの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- イ. 監査役河邊務氏は、河邊社会保険労務士事務所の代表を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - ウ. 監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表及び株式会社ファースト コンサルティングの取締役を兼任しております。また、エム・アール・エス広告調査株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社PR TIMESの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
  - エ. 仮監査役江幡奈歩氏は、阿部・井窪・片山法律事務所のパートナーを兼任しております。また、株式会社アビストの社外取締役及び株式会社Brave groupの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。



③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	島村 和也	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	河邊 務	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に16回中16回出席しました。社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。
社外監査役	向川 寿人	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に16回中16回出席しました。公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役	大 毅	社外監査役就任中に開催された取締役会に4回中3回出席するとともに、監査役会に7回中6回出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役	江幡 奈歩	社外監査役就任後に開催された取締役会に6回中6回出席するとともに、監査役会に7回中7回出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が14回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	27,500千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.、3-D Matrix (Beijing)Biotechnology Co.,Ltd は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
  - ・ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
  - ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う

体制とする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 経営に関する重要事項については、当社及び子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ・ 当社又は子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程及びその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
  - ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
  - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ・ 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑭ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
  - ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受ける。
  - ・ 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容及び内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ・ 稟議書並びに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
  - ・ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
- ⑮ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った当社又は子会社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
  - ・ 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
  - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ⑭-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  - ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ⑭-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とするとともに、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
  - ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
  - iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は7名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

### ②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議並びに業務執行の報告が行われました。

### ③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,667,419</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,302,897</b>
現金及び預金	1,170,903	短期借入金	500,000
売掛金	662,404	未払金	478,703
棚卸資産	2,991,947	未払費用	163,463
前渡金	550,407	未払法人税等	72,729
その他	345,316	その他	88,000
貸倒引当金	△53,559		
		<b>固定負債</b>	<b>3,997,849</b>
		転換社債型新株予約権	3,873,820
		付社債	124,029
		その他	-
<b>固定資産</b>	<b>158,099</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,300,746</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>—</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>—</b>	<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>1,831,599</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>158,099</b>	資本金	12,675,385
投資有価証券	7,266	資本剰余金	12,665,105
その他	150,832	利益剰余金	△23,508,739
		自己株式	△153
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,816,785</b>
		その他有価証券評価差	△447
		額金	-
		為替換算調整勘定	△1,816,337
		<b>新株予約権</b>	<b>509,958</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>524,771</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,825,518</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,825,518</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事業収益		
売上高	2,314,083	2,314,083
事業費用		
売上原価	1,025,807	
研究開発費	451,538	
販売費及び一般管理費	3,995,082	5,472,429
営業損失		3,158,345
営業外収益		
受取利息	101	
為替差益	853,464	
その他	21,594	875,160
営業外費用		
支払利息	60,563	
支払手数料	1,881	
株式交付費	7,957	
その他	2,984	73,386
経常損失		2,356,571
特別利益		
新株予約権戻入益	13,330	13,330
特別損失		
減損損失	61,957	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩損	38,675	100,633
税金等調整前当期純損失		2,443,874
法人税、住民税及び事業税		2,104
当期純損失		2,445,978
親会社株主に帰属する当期純損失		2,445,978

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年5月1日残高	11,550,837	11,540,557	△21,062,760	△153	2,028,482
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,124,548	1,124,548			2,249,096
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,445,978		△2,445,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,124,548	1,124,548	△2,445,978	—	△196,882
2023年4月30日残高	12,675,385	12,665,105	△23,508,739	△153	1,831,599

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年5月1日残高	—	△1,044,929	△1,044,929	474,166	1,457,719
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					2,249,096
親会社株主に帰属する当期純損失					△2,445,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△447	△771,408	△771,856	35,791	△736,064
連結会計年度中の変動額合計	△447	△771,408	△771,856	35,791	△932,947
2023年4月30日残高	△447	△1,816,337	△1,816,785	509,958	524,771

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企业であります。主力製品である止血材は既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しております。また、当連結会計年度においても、営業損失3,158,345千円、経常損失2,356,571千円及び親会社株主に帰属する当期純損失2,445,978千円を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

#### (1) 事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、外科領域では止血材、癒着防止材、粘膜隆起材等、組織再生領域では創傷治癒材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売による収益獲得が、当社グループ経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である止血材については、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても当連結会計年度より本格的に製品販売を開始いたしました。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当連結会計年度は営業赤字が拡大する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制を縮小してチーム編成を再構築いたします。また、マーケティング活動も消化器内視鏡領域にフォーカスすることで営業経費も削減する等、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。さらに、資本提携や事業提携についても検討を続けており、グループ全体で、グローバルの視点から早期の収益性の改善に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてパイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2022年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権を発行し、2023年3月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権を発行しました。これにより、当連結会計年度において、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行により2,059,835千円、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第34回新株予約権の発行及び一部権利行使により812,860千円を調達することができております。

また、2023年6月29日開催の取締役会において、2023年7月に第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回及び第36回新株予約権を発行することを決議しており、同日付で関連する契約を締結しました。これにより、第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により660,660千円、第35回新株予約権の発行及び行使により2,290,555千円を調達する予定です。さらに、第36回新株予約権は、既発行分の第25回、第28回、第31回及び第33回新株予約権につき、現在の株価水準が各回の行使

価額を下回り行使が進んでいないため、本資金調達に併せて買入消却を行い、同数を現在の株価水準に基づく行使価額で再度発行するものです。これにより、従前よりも今後の新株予約権の行使の蓋然性が高まり、十分な資金確保につながるものと考えております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については製品販売の拡大、収益構造の改善、資本提携や事業提携が想定どおりに進まないリスクがあります。また「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金調達に関して当初想定した調達額を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項への抵触により、当社が期限の利益を喪失し返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	8社
連結子会社の名称	3-D Matrix, Inc. 3-D Matrix Europe SAS. 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co., Ltd 3-D Matrix Medical Technology Limited 3-D Matrix EMEA B. V. 3-D Matrix UK Limited 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co., Ltdの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法によっております。

- ② 棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品…… 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品…………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

#### (2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械装置及び運搬具については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

機械装置及び運搬具 8年

工具、器具及び備品 4年～15年

- ② 無形固定資産…………… 定額法によっております。  
（リース資産を除く）

- ③ リース資産…………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ④ 長期前払費用…………… 定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費…… 支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

製品の販売（日本・ドイツ・オランダ・オーストラリア・米国他）については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として

処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,991,947千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 表示方法の変更に関する注記

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券」は560千円であります。一方で、前連結会計年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「敷金」（当連結会計年度29,000千円）は、連結貸借対照表全体における相対的な重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 261,896千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 偶発債務

### 財務制限条項及び早期償還条項

(株)りそな銀行からの短期借入金300,000千円については、財務制限条項が付されております。

- (1) 2023年4月期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- (2) 2023年4月期末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

当連結会計年度末においては、上記(1)につき抵触することとなりましたが、借入金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。

第5回転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- ・ 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額(184円)を下回る場合は、当社は、①転換社債型新株予約権付社債5個(220,636千円)又は②未転換の転換社債型新株予約権付社債(当連結会計年度末日残高1,323,820千円)のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除いた金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。

2023年5月31日時点において、上記に抵触しております(約245百万円の早期償還義務発生)が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	工具、器具及び備品	フランス、シンガポール、イギリス	31,394
	ソフトウェア	日本	400
	特許実施権、特許権、長期前払費用	日本	30,162

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、当初の中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見直しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については、地域別の区分に基づきグルーピングしております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- |  |             |
|--|-------------|
| 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数                                 |             |
| 普通株式   | 64,384,509株 |
| 2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |             |
| 普通株式   | 35,728,446株 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等による増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の使途は主に研究開発資金及び事業運営資金であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業（海外を含む）の株式であり、発行体の信用リスクや為替の変動リスクに晒されておりますが、投機的取引はございません。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。転換社債型新株予約権付社債は、事業活動拡大への対応に係る資金調達であります。有利子であります但し固定金利であり、金利の変動リスクには晒されてございません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建のものと円建価格のものが存在しております。外貨建の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方、円建価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっており、敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	3,873,820	3,863,571	△10,248

（注）1. 市場価格のない株式等は記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,266

（注）2. 転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の償還期限の総額

（単位：千円）

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	3,873,820	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	3,863,571	—	3,863,571

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

日本	ドイツ	オランダ	オーストラリア	米国	その他	外部顧客への売上高合計
458,775	142,852	709,762	376,515	310,360	315,816	2,314,083

(注) 事業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度末及び翌連結年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	0円23銭
1 株当たり当期純損失金額	40円64銭

## 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、CVI Investments, Inc. を割当先とする第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行、並びに第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に早期償還条項を付すことを決議し、同日付で関連する契約を締結しました。

### 第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2023年7月18日
新株予約権の総数	40個
各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額660,660,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
当該発行による潜在株式数	3,690,837株（当初転換価額である179円で転換された場合における最大交付株式数） 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありませぬ。
調達資金の額	660,660,000円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額：179円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。
利率及び償還期日	利率：利息は付さない 償還期日：2024年1月17日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	①既存固定型新株予約権の買入資金 ②事業運営費用 ③短期借入金の返済
早期償還条項	第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下、かかる超過分を「本超過調達分」という）、割当先は、当社に対して、本超過調達分を上限として、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権付社債の全部又は一部を償還するよう請求することができる。

### 第三者割当による第35回（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権発行の概要

割当日	2023年7月18日
発行新株予約権数	252,888個 第35回新株予約権：126,662個 第36回新株予約権：126,226個
発行価額	総額25,577,876円 第35回新株予約権：23,305,808円（本新株予約権1個当たり184円） 第36回新株予約権：2,272,068円（本新株予約権1個当たり18円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計25,288,800株（本新株予約権1個につき100株） 第35回新株予約権：12,666,200株 第36回新株予約権：12,622,600株 第35回新株予約権につき、上限行使価額はなく、下限行使価額は99円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。 第36回新株予約権には価格修正条項は付されておりませんので、上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。

調達資金の額	5,044,554,476円 (本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。)
新株予約権の行使期間	第35回新株予約権：2023年7月19日から2025年7月18日まで 第36回新株予約権：2023年7月19日から2028年7月20日まで
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件	第35回新株予約権：当初行使価額179円 第35回新株予約権の行使価額は、2023年7月19日を初回の修正日とし、その後毎週水曜日（以下、個別に又は総称して「新株予約権修正日（第35回）」といいます。）に、当該新株予約権修正日（第35回）に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額（第35回）」といいます。）が、当該新株予約権修正日（第35回）の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該新株予約権修正日（第35回）以降、当該新株予約権修正日価額（第35回）に修正されます。 但し、修正後の行使価額が下限行使価額（第35回新株予約権の発行要項第11項第（3）号、第（4）号及び第（9）号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。  第36回新株予約権：当初行使価額218円 第36回新株予約権には価格修正条項は付されておりません。
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	①事業運営費用 ②止血材のペプチド原材料調達費用

#### 第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の早期償還条項

上記「第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要 早期償還条項」記載と同条件であります。

## 貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,108,437	流 動 負 債	2,427,014
現金及び預金	761,824	買掛金	1,217,344
売掛金	6,979,551	短期借入金	500,000
棚卸資産	1,294,259	未払金	606,775
前渡金	544,762	未払費用	19,643
立替金	4,017	未払法人税等	72,729
関係会社短期貸付金	9,504,791	預り金	7,240
その他	270,607	その他	3,281
貸倒引当金	△12,251,377		
固 定 資 産	23,871	固 定 負 債	3,873,820
有形固定資産	—	転換社債型新株予約権 付社債	3,873,820
無形固定資産	—		
投資その他の資産	23,871	負 債 合 計	6,300,834
投資有価証券	7,266		
その他	16,604	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	321,963
		資本金	12,675,385
		資本剰余金	12,665,105
		資本準備金	12,665,105
		利益剰余金	△25,018,375
		その他利益剰余金	△25,018,375
		繰越利益剰余金	△25,018,375
		自己株式	△153
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△447
		その他有価証券評価差 額金	△447
		新 株 予 約 権	509,958
		純 資 産 合 計	831,473
資 産 合 計	7,132,308	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,132,308

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		
売上高	1,935,816	1,935,816
事業費用		
売上原価	1,505,514	
研究開発費	420,594	
販売費及び一般管理費	1,001,261	2,927,371
営業損失		991,554
営業外収益		
受取利息	13	
為替差益	876,816	
その他	3,305	880,135
営業外費用		
支払利息	60,563	
株式交付費	7,957	
その他	408	68,929
経常損失		180,347
特別利益		
新株予約権戻入益	13,330	13,330
特別損失		
減損損失	30,562	
貸倒引当金繰入額	3,017,505	
子会社清算損	24,559	3,072,628
税引前当期純損失		3,239,645
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		3,240,855

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年5月1日残高	11,550,837	11,540,557	11,540,557	△21,777,519	△21,777,519
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,124,548	1,124,548	1,124,548		
当期純損失				△3,240,855	△3,240,855
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	1,124,548	1,124,548	1,124,548	△3,240,855	△3,240,855
2023年4月30日残高	12,675,385	12,665,105	12,665,105	△25,018,375	△25,018,375

	株主資本		評価・換算差額 等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2022年5月1日残高	△153	1,313,722	—	474,166	1,787,888
事業年度中の変動額					
新株の発行		2,249,096			2,249,096
当期純損失		△3,240,855			△3,240,855
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△447	35,791	35,343
事業年度中の変動額合計	—	△991,759	△447	35,791	△956,415
2023年4月30日残高	△153	321,963	△447	509,958	831,473

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社は医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企業であります。主力製品である止血材は既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前事業年度以前より継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度においても、営業損失991,554千円、経常損失180,347千円及び当期純損失3,240,855千円を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループでは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

#### (1) 事業収益拡大とコスト削減

当社グループでは、外科領域では止血材、癒着防止材、粘膜隆起材等、組織再生領域では創傷治癒材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売による収益獲得が、当社グループ経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である止血材については、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても当事業年度より本格的に製品販売を開始いたしました。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当事業年度は営業赤字が拡大する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制を縮小してチーム編成を再構築いたします。また、マーケティング活動も消化器内視鏡領域にフォーカスすることで営業経費も削減する等、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。さらに、資本提携や事業提携についても検討を続けており、グループ全体で、グローバルの視点から早期の収益性の改善に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2022年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権を発行し、2023年3月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権を発行しました。これにより、当事業年度において、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行により2,059,835千円、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第34回新株予約権の発行及び一部権利行使により812,860千円を調達することができております。

また、2023年6月29日開催の取締役会において、2023年7月に第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回及び第36回新株予約権を発行することを決議しており、同日付で関連する契約を締結しました。これにより、第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により660,660千円、第35回新株予約権の発行及び行使により2,290,555千円を調達する予定です。さらに、第36回新株予約権は、既発行分の第25回、第28回、第31回及び第33回新株予約権につき、現在の株価水準が各回の行使価額を下回り行使が進んでいないため、本資金調達に併せて買入消却を行い、同数を現在の株価水準



に基づく行使価額で再度発行するものです。これにより、従前よりも今後の新株予約権の行使の蓋然性が高まり、十分な資金確保につながるものと考えております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については製品販売の拡大、収益構造の改善、資本提携や事業提携が想定どおりに進まないリスクがあります。また「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金調達に関して当初想定した調達額を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項への抵触により、当社が期限の利益を喪失し返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等には反映しておりません。

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……………建物並びに工具、器具及び備品については定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械及び装置については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります

建物……………8年～15年

機械及び装置……………8年

工具、器具及び備品……………4年～15年

#### (2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

#### (4) 長期前払費用……………定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,294,259千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該見積りにについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 表示方法の変更に関する注記

### 貸借対照表

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「投資有価証券」は560千円であります。一方で、前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「敷金」（当事業年度15,257千円）は、貸借対照表全体における相対的な重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 132,224千円  
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
- 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	6,929,081千円
短期金銭債務	1,592,257千円

### 偶発債務

#### 財務制限条項及び早期償還条項

㈸りそな銀行からの短期借入金300,000千円については、財務制限条項が付されております。

- 2023年4月期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- 2023年4月期末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

当事業年度末においては、上記(1)につき抵触することとなりましたが、借入金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。

第5回転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- ・ 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額（184円）を下回る場合は、当社は、①転換社債型新株予約権付社債5個（220,636千円）又は②未転換の転換社債型新株予約権付社債（当事業年度末日残高1,323,820千円）のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除いた金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。

2023年5月31日時点において、上記に抵触しております（約245百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。

## 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高

売上高	1,477,040千円
仕入高	84,744千円
研究開発費	328,973千円
- 特別損失  
子会社への債権等に対し、貸倒引当金繰入額3,017,505千円を計上しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	246株
------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失、株式報酬費用であります。なお、全額評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	研究開発等の委託 資金の貸付 製品の販売 役員の兼任	研究開発等の委託(注1) 資金の貸付(注2) 当社製品の販売(注3)	167,384 769,514 138,035	前渡金未払金 短期貸付金(注4) 売掛金(注4)	27,861 24,764 3,385,019 241,696
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売 商品の仕入 研究開発等の委託 役員の兼任	資金の貸付(注2) 当社製品の販売(注3) 商品の仕入(注3) 研究開発等の委託(注1)	299,389 1,249,734 84,744 161,588	短期貸付金(注4) 売掛金(注4) 買掛金 未払金	4,094,696 5,981,953 1,217,344 350,148
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2)	130,841	短期貸付金(注4)	1,563,332
	3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	所有 間接100%	製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売(注3)	88,964	売掛金(注4)	628,923
	3-D Matrix EMEA B. V.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金(注4)	170,211
	3-D Matrix UK Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金(注4)	62,151
	3-D Matrix Medical Technology Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2)	19,948	短期貸付金(注4)	229,379

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 研究開発等委託の取引条件については、市場実勢を勘案して金額等を決定しております。
- (注2) 資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 製品の販売及び商品の仕入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。
- (注4) 子会社への債権等に対して、12,251,377千円の貸倒引当金を計上しております。

#### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	4 円99銭
1 株当たり当期純損失金額	53円84銭

## 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、CWI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行、並びに第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に早期償還条項を付すことを決議し、同日付で関連する契約を締結しました。

### 第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2023年7月18日
新株予約権の総数	40個
各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額660,660,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
当該発行による潜在株式数	3,690,837株（当初転換価額である179円で転換された場合における最大交付株式数） 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありませぬ。
調達資金の額	660,660,000円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額：179円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。
利率及び償還期日	利率：利息は付さない 償還期日：2024年1月17日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CWI Investments, Inc.
資金使途	①既存固定型新株予約権の買入資金 ②事業運営費用 ③短期借入金返済
早期償還条項	第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下、かかる超過分を「本超過調達分」という）、割当先は、当社に対して、本超過調達分を上限として、第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権付社債の全部又は一部を償還するよう請求することができる。

### 第三者割当による第35回（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権発行の概要

割当日	2023年7月18日
発行新株予約権数	252,888個 第35回新株予約権：126,662個 第36回新株予約権：126,226個
発行価額	総額25,577,876円 第35回新株予約権：23,305,808円（本新株予約権1個当たり184円） 第36回新株予約権：2,272,068円（本新株予約権1個当たり18円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計25,288,800株（本新株予約権1個につき100株） 第35回新株予約権：12,666,200株 第36回新株予約権：12,622,600株 第35回新株予約権につき、上限行使価額はなく、下限行使価額は99円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。 第36回新株予約権には価格修正条項は付されておりませんので、上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。

調達資金の額	5,044,554,476円 (本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。)
新株予約権の行使期間	第35回新株予約権：2023年7月19日から2025年7月18日まで 第36回新株予約権：2023年7月19日から2028年7月20日まで
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件	第35回新株予約権：当初行使価額179円 第35回新株予約権の行使価額は、2023年7月19日を初回の修正日とし、その後毎週水曜日（以下、個別に又は総称して「新株予約権修正日（第35回）」といいます。）に、当該新株予約権修正日（第35回）に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買加重平均価格の最も低い金額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額（第35回）」といいます。）が、当該新株予約権修正日（第35回）の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該新株予約権修正日（第35回）以降、当該新株予約権修正日価額（第35回）に修正されます。 但し、修正後の行使価額が下限行使価額（第35回新株予約権の発行要項第11項第（3）号、第（4）号及び第（9）号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。  第36回新株予約権：当初行使価額218円 第36回新株予約権には価格修正条項は付されておりません。
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	①事業運営費用 ②止血材のペプチド原材料調達費用

#### 第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の早期償還条項

上記「第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要 早期償還条項」記載と同条件であります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

株式会社スリー・ディー・マトリックス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉永 竜也 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年6月29日開催の取締役会においてCVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行、並びに第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に早期償還条項を付すことを決議し、同日付で関連する契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

株式会社スリー・ディー・マトリックス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉永 竜也 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2022年5月1日から2023年4月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年6月29日開催の取締役会においてCVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債、第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行、並びに第5回、第6回及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に早期償還条項を付すことを決議し、同日付で関連する契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月30日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 河 邊 務 ㊟

監 査 役 向 川 寿 人 ㊟

仮監査役 江 幡 奈 歩 ㊟

(注) 常勤監査役 河邊 務、監査役 向川 寿人及び仮監査役 江幡 奈歩は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

また、仮監査役 江幡 奈歩は2022年11月25日監査役 大 毅の逝去に伴い、東京地方裁判所の決定により監査役（社外監査役）の職務を一時行う者として選任されております。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社グループは、自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発、製造、販売に引き続き注力しております。

主力製品である止血材の原材料調達及び事業運営費用等の資金確保のため、2023年6月29日開催の取締役会決議において、第8回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第35回及び第36回新株予約権を発行することを決議しました。

将来の研究開発及び事業運営を進めるために更なる資金確保が必要となる場合に備えて、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条に定める当社の発行可能株式総数を180,000,000株から250,000,000株に増加させるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>180,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000,000株</u> とする。

### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おか だ じゅん 田 淳 (1974年7月31日生)	1998年4月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所 入所 2005年8月 当社入社 経営企画部マネージャー就任 2007年7月 当社取締役就任 2012年7月 当社取締役副社長就任 2016年3月 当社代表取締役社長就任（現任）  (重要な兼職の状況) 3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd取締役	204,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ながの けいじ 永野 恵嗣 (1954年6月8日生)	1978年4月 エクソン化学㈱(現エクソンモービル㈱) 入社 1986年6月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所 入所 1993年4月 同所パートナー就任 1994年4月 同所韓国事務所長就任 2000年4月 ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド 日本代表就任 2004年5月 当社設立代表取締役会長就任 2016年3月 当社取締役会長就任(現任)  (重要な兼職の状況) 3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役	1,858,100株
3	あら いとも ゆき 新井 友行 (1972年8月18日生)	1996年4月 ㈱プロネクサス 入社 2006年5月 CSBAコンサルティング㈱ 入社 シニアマネージャー 2006年12月 CSBAインベストメント㈱ 取締役就任 2007年9月 ㈱アスコット 入社 経営企画室マネージャー 2008年12月 当社入社 コンプライアンス室長就任  2010年4月 当社経営企画室長就任 2012年7月 当社取締役就任(現任)	48,000株
4	こ ばやし さとる 小林 智 (1980年11月3日生)	2005年8月 フレゼニウスメディカルケアジャパン 入社 2007年4月 当社入社 事業開発部 2014年5月 当社事業開発部マネージャー就任 2017年7月 当社執行役員事業開発部長就任 2021年7月 当社取締役就任(現任)	34,500株
5	み き たか お 三木 貴生 (1976年12月2日生)	2001年4月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所 入所 2008年7月 日本GE㈱ 入社 2010年7月 GEヘルスケア・ジャパン㈱ マネージャー就任 2014年7月 ボストン・コンサルティング・グループ東京オフィス 入社 2017年4月 ボストン・コンサルティング・グループ東京オフィス プリンシパル就任 2019年7月 当社執行役員欧州事業統括部長就任 2021年7月 当社取締役就任(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	あま ぬま とし ひこ 天 沼 利 彦 (1975年11月27日生)	2000年4月 ベイン・アンド・カンパニー東京事 務所 入所 2009年4月 ヘッドストロング(株) (現ジェンパク トコンサルティング(株) マネージン グ・コンサルタント就任 2010年7月 ソニー(株) マネージャー就任 2012年11月 3-D Matrix, Inc. マネージャー就任 2017年10月 (株)JBIC IG Partners インベストメン トディレクター就任 2019年7月 当社執行役員北米事業統括部長就任 2021年7月 当社取締役就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 3-D Matrix, Inc. 取締役	一株
7	も ぎ りゅう へい 茂 木 龍 平 (1967年1月16日生)	1994年4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 柳田野村赤井法律事務所 (現・柳田 国際法律事務所) 入所 2001年6月 De Bandt, Van Hecke, Lagae & Loesche法律事務所 (在ブリュッセル 2002年にLinklatersと合併) 入所 2003年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 (東京 事務所) 入所 2022年1月 当社入社 ジェネラルカウンセル就任 (現任)	一株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	しま むら かず や 島村和也 (1972年10月20日生)	<p>1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所</p> <p>1998年4月 公認会計士登録</p> <p>2004年10月 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所 入所</p> <p>2008年3月 島村法律会計事務所 設立 代表就任（現任）</p> <p>2008年6月 ㈱ソディックプラスチック 社外監査役就任</p> <p>2008年7月 当社監査役就任</p> <p>2012年7月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2014年3月 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役</p> <p>2015年6月 アイビーシステム㈱ 社外監査役就任</p> <p>2017年1月 ㈱アズーム 社外監査役就任（現任）</p> <p>2017年1月 ㈱SJI（現㈱CAICA DIGITAL） 社外取締役就任（現任）</p> <p>2019年10月 ㈱明豊エンタープライズ 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2022年3月 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役（監査等委員） ㈱アズーム 社外監査役 ㈱CAICA DIGITAL社外取締役 ㈱明豊エンタープライズ 社外取締役（監査等委員）</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には継続ないし新規に当該保険契約の被保険者となります。また、継続契約の次回更新時及び新規契約については同内容での契約を予定しております。なお、当該契約の概要については、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 島村和也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由、選任された場合に果たすことが期待される役割及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 島村和也氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 島村和也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
  - (3) 当社は島村和也氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425項第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役河邊務氏、向川寿人氏及び仮監査役江幡奈歩氏の3名は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かわ べ つとむ 河 邊 務 (1957年9月9日生)	1981年4月 ㈱TKC 入社 1989年10月 ソニー生命保険㈱ 入社 1996年7月 アメリカンファミリー生命保険会社 入社 1997年6月 ㈱共栄商会 入社 2000年4月 ㈱スノーヴァ 入社 2001年2月 ㈱ティー・イー・エム 入社 2003年7月 財団法人東京都高齢者事業振興財団 入職 2004年1月 河邊社会保険労務士事務所設立 代表 就任 (現任) 2005年6月 ㈱CBE 取締役総務担当就任 2005年10月 当社監査役就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 河邊社会保険労務士事務所 代表	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	は にゅう とし ひろ 羽 入 敏 祐 (1968年2月26日生)	1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査 法人トーマツ） 入所 1997年7月 公認会計士登録 1998年7月 ㈱ウィズ 入社 2001年1月 ㈱ストラテジック・シナリオ設立 代 表取締役就任 2005年1月 羽入敏祐公認会計士事務所開設（現 任） 2005年6月 長野県行財政改革担当参事 就任 2007年2月 ㈱バクトル 入社 2009年5月 ㈱バクトル 取締役就任 日之出監査法人（現けやき監査法人） 代表社員就任 2011年7月 日之出監査法人（現けやき監査法人） 社員就任 2013年1月 ㈱旅キャピタル（現㈱エアトリ） 監 査役就任 2013年10月 ㈱建築設計事務所フリーダム（現フ リーダムアーキテクツデザイン㈱） 取締役就任 2014年7月 ㈱PRTIMES 監査役就任 2014年11月 日之出コンサルティング㈱ 代表取締 役就任（現任） 2015年11月 オープンテクノロジーズ㈱（現RPAホ ールディングス㈱） 社外取締役就任 ビズロボジャパン㈱（現RPAテクノ ジーズ㈱） 社外取締役就任 ㈱セグメント 社外取締役就任 2016年1月 オープンアソシエイツ㈱ 社外取締 役就任 2018年5月 RPAホールディングス㈱ 取締役（監 査等委員） 就任 2019年7月 ㈱Re-Tech Raas 監査役就任  （重要な兼職の状況） 羽入敏祐公認会計士事務所 代表 日之出コンサルティング㈱ 代表取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	お お か わ ら の り ゆ き 大 川 原 紀 之 (1970年6月9日生)	2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 松尾総合法律事務所（現・弁護士法 人松尾総合法律事務所） 入所 2005年1月 弁護士法人大江橋法律事務所（東京 事務所） 入所 2006年6月 桜坂法律事務所（現・ヴァスコ・ ダ・ガマ法律会計事務所） 共同設 立・パートナー弁護士就任 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 共同設立・パートナー弁護士就任 2016年7月 学校法人マックス学園 理事就任（現 任） 2018年6月 天龍ホールディングス㈱ 監査役就任 （現任） 2022年10月 虎ノ門3丁目法律事務所設立 代表弁 護士就任（現任）  （重要な兼職の状況） 学校法人マックス学園 理事 天龍ホールディングス㈱ 監査役 虎ノ門3丁目法律事務所 代表弁護士	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社に間に、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社監査役に再任又は選任された場合には継続ないし新規に当該保険契約の被保険者となります。また、継続契約の次回更新時及び新規契約については同内容での契約を予定しております。なお、当該契約の概要については、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 河邊務氏、羽入敏祐氏及び大川原紀之氏は社外監査役候補者であります。
4. 河邊務氏、羽入敏祐氏及び大川原紀之氏を社外監査役候補者とした理由
- (1) 河邊務氏につきましては、社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 羽入敏祐氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有すること等を総合的に判断したものであります。
- (3) 大川原紀之氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有すること等を総合的に判断したものであります。
- (4) 河邊務氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年9か月となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について  
 当社は現在、河邊務氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は羽入敏祐氏及び大川原紀之氏の選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
 なお、当該契約の概要については、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いとう こういちろう 伊藤 耕一郎 (1972年9月26日生)	1997年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社	一株
	2005年11月 税理士法人中央青山 (現PwC税理士法人) 入社	
	2009年7月 公認会計士登録	
	2011年5月 伊藤国際会計税務事務所開業 代表就任 (現任)	
	2012年1月 ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー就任 (現任)	
	2014年2月 Bridge Capital Asset Management(株) 監査役就任 (現任)	
	2017年2月 VISITS Technologies(株) 監査役就任 (現任)	
	2018年6月 (株)エス・エム・エス 社外取締役 (監査等委員) 就任	
	2020年2月 アクトホールディングス(株) 取締役就任 (現任)	
	2020年6月 地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役就任 (現任)	
	2020年10月 モイ(株) 社外監査役就任 (現任)	
	2022年6月 (株)いい生活 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	
	2022年8月 大和証券オフィス投資法人 監督役員就任 (現任)	
	(重要な兼職の状況) 伊藤国際会計税務事務所 代表 地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役 モイ(株) 社外監査役 (株)いい生活 社外取締役 (監査等委員) 大和証券オフィス投資法人 監督役員	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社監査役に就任された場合には新規に当該保険契約の被保険者となります。また、継続契約の次回更新時及び新規契約については同内容での契約を予定しております。なお、当該契約の概要については、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 伊藤耕一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
4. 伊藤耕一郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由及び社外監査役との責任限定契約について

- (1) 伊藤耕一郎氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、候補者が社外監査役に就任した際には、当社との責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ①社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負う。
  - ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第5号議案** 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項に基づくご承認も兼ねております。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内とすることをご承認いただいておりますが、この報酬額の枠内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと社外取締役1名を除く7名となります。

1. 金銭の払込みを要しないで新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

また、当社は2021年2月25日開催の取締役会において、事業報告4.(5)「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をす

ることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権4,000個を上限といたします。なお、当社取締役への新株予約権の割当数は1,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。

割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合及び時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

①当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員：

当社取締役会における新株予約権発行の日後2年を経過した日から10年を経過する日までといたします。

②社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行の日から、10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

①新株予約権者のうち社外協力者を除く当社又は当社子会社の役員又は従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合又は当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

②前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資



本金の額を減じた額といたします。

(7) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

①交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新

株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

⑤新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

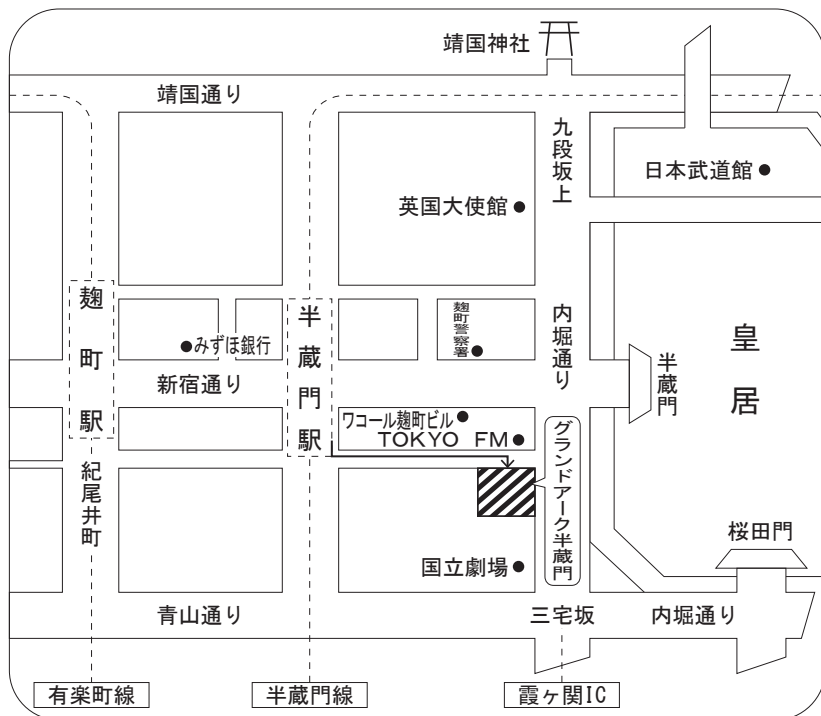
⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 富士西の間  
TEL：03（3288）0111（代表）



## [交通のご案内]

- ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩約2分
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。